

市町村振興事業助成方針

平成22年12月21日

- 1 市町村の振興に資する事業のうち全国的な視野に立って行われるものに対する助成は、当該事業を実施するための市町村の負担金又は会費に相当するものとして、概ね次の類型に該当する事業に対して行うものとする。
 - ① 都道府県・市町村共同事業
都道府県及び市町村が共同して実施すべき性格を有する事業。
 - ② 全国大会事業
全国的な規模の大会の実施に係る事業。
 - ③ モデル・パイロット事業
全国的な視野に立って行われる市町村振興事業においてモデル事業等の指定等を受けて行う事業。
 - ④ 情報共有・活用事業
市町村が必要な情報を共有し、その活用を促進する事業。
 - ⑤ 安全確保・向上事業
市町村の情報セキュリティの確保、向上並びに地域住民の安全、安心に資するための事業。
 - ⑥ 特別研修・人材育成事業
特別な専門的研修・人材育成事業。
 - ⑦ 地域共通課題調査研究事業
市町村に共通する課題に対応するための調査研究事業。
 - ⑧ 市町村関係四団体活動事業
全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会が行う調査研究事業等。
- 2 継続事業に配慮するとともに、平成23年度事業については、必要に応じ一定の経過措置を設けるものとする。